

感染防止認証ゴールドステッカー FAQ

令和4年7月1日時点

No.	質問	回答
1-1	感染防止認証ゴールドステッカーの目的は。	新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立をめざして、感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていく必要があります。このため、飲食店等における感染防止対策のさらなる促進や、府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設したものです。
1-2	ゴールドステッカー認証を受けることのメリットは、ありますか。	店舗等の目立つところにゴールドステッカーを掲示していただくことで、当該店舗が感染症対策を実施していることをPRすることができるのと同時に、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができると考えております。
1-3	飲食店以外もゴールドステッカーは申請できますか。	ゴールドステッカーについては、飲食店の営業許可を受けている事業者(但し、テイクアウト専用店やフードコート※等を除く)に対し、認証するものです。 ※ゴールドステッカー実施要綱上、フードコートは、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより、認証基準を全て満たす場合は、申請可能とします。なお、申請にあたっては、ゴールドステッカーHP「3. 申込について」の「飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込みについて」をご確認ください。
1-4	ゴールドステッカーの認証店舗だということとはホームページ上で公開されますか？	ゴールドステッカーの認証店舗につきましては、感染症対策を積極的に実施していただいている店舗として、府のHPに掲載させていただきます。 下記のURLにて掲載のリストの確認および検索システムによる検索が可能です。 【大阪府HP 感染防止認証ゴールドステッカーについて】 < https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-sticker/index.html#itiran > 《条件検索システム》 < https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/394b4c1dce4bc8f41f120dec9692cb59#/? > 《地図検索システム》 < https://covid19-osaka-map.info/ > ※「Internet Explorer」のブラウザには対応していません。
1-5	ゴールドステッカーは取り消すことができますか。	認証基準に該当していないことが判明した場合には、認証の取り消しを行います。 また、ゴールドステッカーの申請中である場合は、当該申請の却下を行います。
1-6	緊急事態措置やまん延防止等重点措置、時短要請等に従わないとどうなりますか。	法に基づく要請に従っていないことが判明した場合、ゴールドステッカー実施要綱第13条に基づき、認証の取り消しを行います。 ※法令遵守の同意のうえで、ゴールドステッカー認証の申請を行ってください。
1-7	ゴールドステッカーの有効期限はありますか。	認証日から1年後が有効期限です。更新する場合は「更新」の項目をご参照ください。
申請		

2-1	ゴールドステッカーの申請手続きは難しいのでしょうか。	各店舗において、認証基準にそった対策をとっていただき、満たしていることを確認し、パソコン・スマートフォン等で申請していただきます。申請書のほか、店舗における感染防止対策の状況写真等が必要となります。携帯電話で撮影した写真をそのまま貼り付けて、申請できるようにするなど、簡単な手続きで申請できるようにします。
2-2	申請には、何が必要でしょうか。	1. 申請書、2. 写真等(アクリル板等の設置又は座席間隔(最低1メートル以上)がわかるもの、CO2センサーの設置状況、消毒液の設置、マスク会食ポスター等の掲示状況)、3. コロナ対策リーダー宣誓書、4. 店舗が作成したチェックリストなどです。詳細は、別途、お知らせいたします。
2-3	コロナ対策リーダー宣誓書とはどのようなものなのでしょうか。	各店舗において、コロナ対策リーダーを選任していただき、リーダーは、HP上に掲載している教材による研修を受講していただきます。宣誓書には、リーダーの役割を明記しており、様式等は別途、掲載いたします。
2-4	認証基準を全て満たさないと申請できないのか。	全て満たしていただく必要があります。(一部、カラオケ設備、接待を伴うもの、ダンスホールなど、店舗にない場合は、満たす必要はありません)
2-5	インターネットが使えない場合にどのように申請すればよいのでしょうか。	郵送による申請を受け付けております。詳しくはホームページに記載しておりますので、ご確認ください。
2-6	ネット環境がなく郵送による申請となる場合、申請書類はどこで入手できるのですか。	大阪府庁新別館南館1Fで入手いただけます。また、ご希望があれば感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムのORコードについて、代行による発行も実施いたします。
2-7	審査にはどれくらいの期間を要しますか。	標準的な処理期間を2週間としています。
2-8	店舗に来て調査されることがありますか。	認証に当たっては、店舗への実地調査を行います。登録後においても、感染防止対策の取組状況を確認するため、調査を行うことがあります。
2-9	現地確認は、事前に連絡はありますか。	新規認証の場合、書類審査が完了した段階で、現地調査のご案内メールをお送りします。メールに記載の現地調査予約システムによりご希望の日時及び時間帯をご指定下さい。予約いただいた時間帯の枠の中で店舗へお伺いします。(郵送申請の場合は、お電話でご連絡をさせていただきます。)
2-10	本申請時の現地確認は、どの程度、時間がかかりますか	店舗の広さ等にもよりますが、20～30分程度を予定しています。
2-11	施設IDがわかりません。 ※一般	店舗に掲示されているQRコードを読み込んでいただければ施設IDがわかります。 (※青いステッカーとQRコードが連携されていることが前提です。) 不明な場合は、下記URLの「施設IDをお忘れの方はこちらから」よりお問い合わせください。(※ご登録済みのメールアドレスが利用可能であることが前提です) < https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id > また、以下のURLにも施設IDの発行方法を掲載しております。 < https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html#sisetuid >

2-12	施設IDがわかりません。 ※青いステッカー番号が100000以下の方	<p>連携作業などを特に行っていない方は、施設IDが未発行の状態です。下記のURLの手順書に従い、「施設IDがわからない方へ」をご確認のもと、施設IDを発行してください。</p> <p>※同時に追跡システム(QRコード)も発行できます。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-kansennbousi/index.html</p>
2-13	施設IDがわかりません。 ※青いステッカー番号が100001以上の方で、コロナ追跡システム(QRコード)を登録済みの方	<p>下記のURLにアクセスし、施設IDを確認いただけます。</p> <p>(※ご登録済みの利用可能なメールアドレスが必須です)</p> <p>https://smartcity-osaka.jp/tenant/forgot/id</p>
2-14	コロナ追跡システム(QRコード)を紛失しました ※青いステッカー番号が100001以上の方	<p>下記URLから事業者マイページへログインし、QRコードを再発行できます。(※ご登録済みの利用可能なメールアドレスが必須です)</p> <p>https://smartcity-osaka.jp/tenant/login</p>
2-15	差し戻しになったらどうしたらいいですか。一から書類をそろえて申請しなおしですか。	<p>差し戻し時に、修正が必要な項目をメールに記載させていただきますので、その項目のみを修正いただき、再申請を行ってください。</p>
2-16	本申請はどこから行えますか？	<p>感染防止認証ゴールドステッカーホームページより行っていただけます。</p> <p>府庁トップページのトップのスライドもしくは下段特設サイトメニュー「ゴールドステッカー及び感染防止宣言ステッカー」から手続きができます。</p> <p><https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/gold-sticker/index.html#midashi-moushikomi></p>
2-17	一つの青いステッカーに複数の施設IDを紐づけてゴールドステッカーを申請してしまいました。	<p>1つの青いステッカーに対し、1つの施設IDを連携させて申請してください。</p> <p>審査の過程で差し戻しになったり、最終的にゴールドステッカーをうまく発行できない原因となります。</p>
2-18	現地確認の予約メールを消してしまいました。どうすれば予約をとれますか。	<p>現地確認の予約は下記リンク先より行っていただけます。</p> <p>https://reserva.be/osakaprefecture</p> <p>予約の際は、 ID:大阪コロナ追跡システム施設ID、パスワード:「G」+申請システムから申請受付時に発行される申込番号(数字8桁) でログインください。</p>

2-19	飲食スペースを他店等と共有する飲食店の申し込み方法等について詳しく知りたい。	<p>ゴールドステッカー実施要綱上、フードコートは、各店舗において共有スペースの管理ができないため、対象外としていますが、施設管理者と各店舗が一体となって、感染防止対策に取り組むことにより、認証基準を全て満たす場合は申請可能といたします。</p> <p>具体的には、次の手順で申請してください。</p> <p>①各店舗が申請書を作成のうえ、施設管理者が全店舗分の申請書を取りまとめ ※申込みフォームによる申請はできません。必ず、紙申請書で申請してください。（「郵送による申し込みについて」をご参照ください） ※各店舗は、認証基準の各項目のうち、該当する項目にチェックマークを記載してください。 ※施設管理者は、必ず、全店舗分の申請書を取りまとめてください。1店舗でも申請がない場合は対象となりません。</p> <p>②施設管理者が認証依頼書を作成のうえ、上記①の全店舗分の申請書と添付書類を大阪府へ提出 ※施設管理者は、認証基準遵守申立書において、該当する項目にチェックマークを記載してください。 ※各店舗と施設管理者の両者をあわせることにより、認証基準の全項目にチェックが入るようにしてください。1項目でもチェックがない場合は、対象となりません。</p> <p>③大阪府で審査のうえ、認証基準に適合している場合は認証 ※書類審査と現地調査等を行います。</p> <p>④ゴールドステッカー発行 ※ゴールドステッカーは各店舗ごとに発行します。</p>
------	--	--

これまでの感染防止宣言ステッカー（青色）との関係について

3-1	これまでの感染防止宣言ステッカー（ブルー）との違いは何ですか。	「感染防止宣言ステッカー」は、業種別ガイドラインの遵守の状況を、事業者の自己申告をもとに、審査なしでステッカーを発行する仕組みです。「感染防止認証ゴールドステッカー」については、事業者からの申請に基づき府が審査を行ったうえで認証し、ゴールドステッカーを交付するものです。審査にあたっては、申請時の写真やチェックリストでの確認とともに、実際に店舗に訪問し、事業者の取組状況を確認することとしています。
3-2	ゴールドステッカーの申請にあたり、従来の感染防止宣言ステッカーの登録が必要ですか。	認証基準において、あらかじめ感染防止宣言ステッカーを登録していることが条件となっております。登録されていない場合は、先に感染防止宣言ステッカーの登録をお願いします。
3-3	ゴールドステッカーの認証と感染防止宣言ステッカーの登録について、2つのステッカーを同時に貼ることは可能ですか。	ゴールドステッカーのみを掲示してください。感染防止宣言ステッカーの掲示は不要ですので、取り外して保管しておいてください。
3-4	これまでの感染防止宣言ステッカー（青色）、今回のゴールドステッカー、先行発行分のゴールドステッカーについて、ステッカー番号がそれぞれ変わるのですか。	番号は同じです

認証基準

4-1	基準1 コロナ対策リーダーは複数人を置くことは可能ですか。	複数人を置くことは可能ですが、申請の際は、代表者1名のお名前申請いただくようお願いします。
4-2	基準2 消毒設備はどの程度の数必要ですか。	認証基準では、店内入口での設置を要件としておりますので、入口に1個以上、設置いただいたら結構です。

4-3	基準4 テーブル会計等で、レジのない店ではどのような写真の添付が必要ですか。	「遮蔽に関する具体的な方法」の「その他」欄にチェックし、()内に、「テーブル会計のためレジなし」などと記入し、テーブル会計をしている様子等の写真の貼付をお願いします。
4-4	基準7 テーブル間の相互に対人距離が最低1m以上確保となっているが、テーブルの距離なのか、人と人との間なのか、どちらですか。	人と人との間の距離です。
4-5	基準7 パーティションの高さについて、まん延防止等重点措置期間中は、床から140cmであったのに、今回は目を覆う高さとなっている。目を覆う高さにしなれば、認証してもらえないのでしょうか。	国の基準において、「目を覆う高さ」となっておりますので、ご理解ご協力をお願いします。
4-6	基準8 テーブルの上にアクリル板が設置できないが、その場合は、どうすればよいですか。	対人距離が確保されるよう椅子を外していただくことや、椅子に「×」印など、利用できないような明示をお願いします。
4-7	基準8 アクリル板が設置不可の場合、距離を開けるために席に×印を書くことは必須か。	予め椅子を取り除くことや利用できない旨の表示をお願いします。
4-8	基準8 全てのテーブルでアクリル板の設置は必要ですか。	全てのテーブルにアクリル板を設置していただくか、もしくは対人距離をとっていただくようお願いします。
4-9	基準8 丸テーブルの場合は、どのようにアクリル板を設置すればよいですか。	「十字」「キ字」にはなりません、お客さんお一人おひとりにアクリル板を設置していただくようお願いします。
4-10	基準8 座席間隔について、背中合わせの場合も1m以上の距離が必要ですか。	対人距離が最低1m以上確保できるようにお願いします。
4-11	基準8 二人掛けテーブルで、アクリル板の設置ができず、対角線上に座ることもできない場合、1人で利用してもらえないですか。	対人距離1mが確保できない場合は、1人での利用になります。
4-12	基準8 アクリル板の設置が出来ず、対角線上に机を挟んで座る場合、対人距離が最低1m以上であれば、机の幅は1m以下でも問題ないのですか。	対人距離が1m以上とれていれば結構です。ただし、真正面での着座配置をしないようお願いします。
4-13	基準9 カウンター席の場合、カウンター越しの店員と客との間には、何も置かなくても大丈夫ですか。	カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し 従業員のマスク着用のほか仕切り設置などの工夫をお願いします。カウンターで注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意をお願いします。
4-14	基準11 客が料理を取り分けることは、だめなのですか。	お客さんに取り分けてもらう場合は、箸などを共有しないようお願いします。

4-15	基準17 和式トイレなど蓋がない場合はどうすればよいですか。	申請フォームに「該当なし」の項目を設けております。
4-16	基準17 共用トイレであり、掲示することができないが、どうすればよいですか。	申請フォームに「該当なし」の項目を設けております。
4-17	基準21 接待を伴う飲食店は会話をする場合、マスク着用を徹底しなくてもよいのでしょうか。	食事中以外は、マスク着用の徹底をお願いします。
4-18	基準31 CO2センサーはどの程度必要ですか。	最低1台の常備をお願いします。
4-19	基準32 建築物衛生法の対象施設とは、どのような施設ですか。	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、旅館、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、特定用途に使用される延べ面積が3,000平方メートル以上を有するものです。 下記をご参照ください。 < https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tokkennitute.html >
4-20	基準39 各事業者(店舗)が作成するチェックリストとは、どのようなもののでしょうか。	事業者が作成するチェックリストとは、各施設、事業者ごとの具体的な感染防止対策の手順や方法を定めたもので、具体的には、清掃や消毒の頻度、消毒液の残量の確認などを定め、店舗のわかりやすい場所に掲示していただくものです。ひな型は、HPに掲載いたしますのでご覧ください。
先行発行について		
5-1	先行発行とはなんですか。	令和3年度、4月5日～5月31日の間に府の「見回り隊」により現地確認を行った結果、該当項目を全て実施もしくは1項目のみ未実施であった店舗を、感染対策が十分実施されているとみなして、2か月間の有効期限付きでゴールドステッカーを先行的に発行していました。 そして、当該店舗が、有効期限が切れるまでの2か月の間(令和3年8月15日まで)に本申請を行った場合は、たとえ当該申請が、認証に至るまでの審査途中であっても、「先行発行店舗」として、ゴールドステッカー認証店と同等の取り扱いとしていました。
更新		
6-1	更新を希望する場合はどうしたらいいのですか。	有効期限が切れる前に、認証基準の遵守状況について、店舗へ予告なく調査に伺い(必要に応じてその場で是正)をします。(是正等もその場で完了し)特に問題がない場合、その場で更新に関する事項への同意やご署名をいただければ印刷済みの新たなステッカーをお渡しします。
6-2	タイミングが合わず、更新の調査を受けられなかった場合はどうしたらいいのでしょうか。	タイミングが合わず調査ができなかった場合、改めて申請時にご登録いただいた情報をもとに電話等でご連絡のうえ、ご希望の日時をお聞きしたうえで再度調査に伺います。

6-3	更新手続きのための調査はいつ来るのですか。	大体有効期限の2か月前あたりを予定しております。認証時期によって前後する場合があります。詳しくはゴールドステッカー等コールセンター(06-6131-6280)へお問い合わせください。
6-4	更新後、ステッカーのデザインは変わりますか。	更新後のステッカーには有効期限が印字されます。
6-5	更新希望の場合、ステッカーの印刷は自分ですのでしょうか。	更新意思等を確認する現地調査で、調査員が店舗へ伺い、特に問題なければその場で有効期限入りの新たなステッカーを紙媒体でお渡しします。 なお、調査完了後、数日以内に、ご自身の追跡システム事業者マイページでも新たなステッカーを出力いただけるようになります。
6-6	ワクチン検査パッケージ制度登録店のステッカーを貼っています。更新すると通常のゴールドステッカーしか貰えないのでしょうか。	ワクチン検査パッケージ制度登録店がゴールドステッカーの更新をする場合、現地調査の際に有効期限が印字された「ワクチン検査パッケージ制度登録店用ステッカー」をお渡しします。
6-7	フードコート内の店舗として認証を受けている場合、更新はどうなりますか。	フードコートの場合は施設管理者へ事前に架電等でご連絡のうえ、ご希望の調査日時で伺います。

登録情報の変更

7-1	ゴールドステッカー認証店で、申請上の登録情報を変更したい場合はどうしたらよいか。	<p>変更事項が生じた場合は下記をご参考にお手続きの上、その旨をゴールドステッカー等コールセンター(06-6131-6280)へ申告していただくようお願いいたします。</p> <p>【新規申請が必要】※新旧の申込番号と変更箇所をコールセンターへお伝えください</p> <p>①現地確認含めて一からの申請 ・移転による住所の変更 ・感染対策状況に関わる内装の変更 ・カラオケ設備やダンスホール等、認証時では不要であった認証基準に新たに関わるような業態変更</p> <p>②現地確認のみ不要 ・事業者名の変更</p> <p>【新規申請不要】※認証済みの申込番号(加えて、屋号変更の場合は新たなステッカー番号と施設ID)をコールセンターへお伝えください ・屋号の変更(感染防止宣言ステッカー及び追跡システムを取り直す) ・上記項目以外の変更</p>
7-2	ホームページの認証店の地図検索システム上で表示される店舗情報(店名・住所・店舗URL)を変更したいのですが。	<p>下記URLから、該当店舗付近の地図を表示してください。</p> <p><https://covid19-osaka-map.info/> ※「Internet Explorer」のブラウザには対応していません。 ※位置情報の使用を許可しない状態でサイトにアクセスすると、大阪府庁新別館周辺のエリアが表示されます。</p> <p>該当店舗のアイコンをクリックすると、表示される「店舗情報変更依頼」から、変更依頼フォームへ移動し、ゴールドステッカー-申込番号を入力の上、変更依頼を行ってください。</p>

ワクチン検査パッケージ/対象者全員検査

8-1	ワクチン検査パッケージとは何ですか。	HP「ワクチン・検査パッケージ制度について」をご参照ください。 < https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/vtp/index.html >
8-2	対象者全員検査とは何ですか。	HP「対象者全員検査について」をご参照ください。 < https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/zeninkensa/index.html >
8-3	ワクチン検査パッケージ制度/対象者全員検査の登録店舗は検索できますか。	下記のURLに掲載のリストおよび検索システムにて検索可能です。 【大阪府HP 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ制度」及び「対象者全員検査」の登録について】 < https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/vtp/vtp_insyoku.html#itiran > 《検索システム》 < https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/879dd55f1efe7e4b0213ea3fd0982cea#/>
その他		
9-1	大阪府が発行するゴールドステッカーの数量に限りがあるのでしょうか。	ゴールドステッカーは、大阪府内に所在する、飲食店(但し、テイクアウト専用店やフードコート等を除く)を対象としています。数量の限定は、ございません。
9-2	ゴールドステッカーについて、拡大、縮小コピーして掲示したり、複数枚コピーして貼っても大丈夫ですか。また、白黒で掲示してもいいですか？	比率を変えなければ、拡大、縮小して掲示することは、大丈夫です。また、複数枚コピーして貼っていただくことも大丈夫です。白黒でもかまいません。
9-3	ホームページやSNSにステッカーを掲載してもいいですか。	広くPRしていただくことは構いません。
9-4	フードコート内の店舗ですが、申込番号がわかりません。	フードコートには現時点で申込番号がありません。協力金の申請やGoToEAT事業等で申込番号を求められた際は「0」と記載のうえ、「フードコート内の店舗であるため申込番号ない」旨をお伝えください。